

議案第 36 号

専決処分事項の承認を求めることについて
(日進市税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 19 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、日進市税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 軽自動車税について、種別割の税率の区分を見直す。
- (2) 特定マンションに係る特例について、マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、減額措置を適用できる規定を新設する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

専決第1号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市税条例の一部を改正する条例
(別紙)

令和7年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴

日進市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条 例 第 23 号

日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第81条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第81条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

5 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～14 略

15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18・19 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

4 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～14 略

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

17 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18・19 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 略

16 略

14 略

15 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第75条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分事項の承認を求めることについて
(日進市都市計画税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 19 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市都市計画税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

地方税法の一部改正にあわせ、必要な規定の整理を行う。

専決第2号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例
(別紙)

令和7年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条 例 第 24 号

日進市都市計画税条例(昭和42年日進町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第32項、<u>第33項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第32項、<u>第34項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の日進市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

専決処分事項の承認を求めることについて
(日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 19 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正による国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しにより、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額を 65 万円から 66 万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金等課税額を 24 万円から 26 万円に引き上げる。
- (3) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2割軽減の基準については 54 万 5 千円から 56 万円にそれぞれ引き上げる。

専決第3号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(別紙)

令和7年3月31日

日進市長 近藤 裕 貴

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条 例 第 25 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 19 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を設置するため、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

学校運営協議会委員の報酬を追加する。

日進市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前							
別表(第2条、第7条関係)				別表(第2条、第7条関係)							
区分		報酬		旅費		区分		報酬		旅費	
略				略							
略				略							
保育園耳鼻咽喉科医		年額	157,000円	保育園耳鼻咽喉科医		年額	157,000円	略		略	
		園児1人当たり	675円			園児1人当たり	675円				
学校運営協議会委員		日額	3,500円	略		略		略		略	
略				略							
略				略							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

令和7年度日進市一般会計補正予算（第2号）について

令和7年度日進市一般会計補正予算（第2号）を次のとおり提出します。

令和7年5月19日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和7年度（第2号）

日進市一般会計補正予算書

令和7年度日進市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度日進市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,953,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年5月19日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
19. 繰入金		2,042,606	110,953	2,153,559
	2. 基金繰入金	2,012,594	110,953	2,123,547
22. 市債		687,000	229,000	916,000
	1. 市債	687,000	229,000	916,000
歳入合計		33,613,200	339,953	33,953,153

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 教育費		4,318,147	339,953	4,658,100
	1. 教育総務費	543,441	273	543,714
	2. 小学校費	1,150,347	339,680	1,490,027
歳 出 合 計		33,613,200	339,953	33,953,153

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
赤池小学校校舎増築工事監理業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	21,000
赤池小学校校舎増築工事事業	令和8年度	509,520
計		530,520

第3表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
赤池小学校校舎増築事業	229,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。

令和7年度（第2号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,695,334		16,695,334
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,100,000		2,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	130,001		130,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	275,319		275,319
14. 使用料及び手数料	338,880		338,880
15. 国庫支出金	5,747,346		5,747,346
16. 県支出金	2,626,501		2,626,501
17. 財産収入	14,460		14,460
18. 寄附金	758,802		758,802

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	2,042,606	110,953	2,153,559
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	1,047,551		1,047,551
22. 市債	687,000	229,000	916,000
歳入合計	33,613,200	339,953	33,953,153

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	284,836		284,836
2. 総務費	4,385,355		4,385,355
3. 民生費	16,052,760		16,052,760
4. 衛生費	2,877,342		2,877,342
5. 労働費	3,311		3,311
6. 農林水産業費	157,433		157,433
7. 商工費	854,082		854,082
8. 土木費	2,446,600		2,446,600
9. 消防費	1,102,873		1,102,873
10. 教育費	4,318,147	339,953	4,658,100
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,076,531		1,076,531
13. 諸支出金	3,924		3,924
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	33,613,200	339,953	33,953,153

2 歳 入

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,219,993	18,953	1,238,946
2. 公共施設整備基金繰入金	410,540	92,000	502,540
計	2,012,594	110,953	2,123,547

2 2 款 市債

1 項 市債

3. 教育債	161,000	229,000	390,000
計	687,000	229,000	916,000

1 9 款 繰入金
2 2 款 市債

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	18,953	財政調整基金繰入金	18,953
1. 公共施設整備基金繰入金	92,000	公共施設整備基金繰入金	92,000

1. 小学校債	229,000	赤池小学校校舎増築事業	229,000

3 歳 出

10款 教育費

1項 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	540,629	273	540,902				273
計	543,441	273	543,714				273

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	671,655	339,680	1,011,335		229,000		110,680
計	1,150,347	339,680	1,490,027		229,000		110,680

10款 教育費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
1. 報酬	273	委員報酬 273	地域協働推進事業 273 学校運営協議会委員 26人 273

14. 工事請負費	339,680		小学校適正化事業 339,680 赤池小学校校舎増築工事 339,680

給 与 費 明 細 書

特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		30,606	14,450 3.45			161	45,217	16,038	61,255	
	議 員	20	106,193		44,268 3.45				150,461	28,667	179,128	
	その 他の 特別職	1,736	171,009						171,009		171,009	
	計	1,759	277,202	30,606	58,718			161	366,687	44,705	411,392	
補 正 前	長 等	3		30,606	14,450 3.45			161	45,217	16,038	61,255	
	議 員	20	106,193		44,268 3.45				150,461	28,667	179,128	
	その 他の 特別職	1,710	170,736						170,736		170,736	
	計	1,733	276,929	30,606	58,718			161	366,414	44,705	411,119	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その 他の 特別職	26	273						273		273	
	計	26	273	0	0			0	273	0	273	

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出見込額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	県 支 出 金	地方債		その他
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業(令和5年度)	79,694	令和6年度	11,764	令和7～10年度	67,930	9,830				58,100
スマートインターチェンジ用地取得事業(令和5年度)	7,739	令和6年度	47	令和7～9年度	7,692	1,161				6,531
公共施設マネジメント事業用地取得事業(令和6年)	110,614			令和7～11年度	110,614					110,614
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業(令和6年度)	44,027			令和7～11年度	44,027	6,604				37,423
スマートインターチェンジ用地取得事業(令和6年度)	22,478			令和7～8年度	22,478	6,743	13,454			2,281
公共施設マネジメント事業用地取得事業(令和7年度)	87,798			令和8～12年度	87,798					87,798
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業(令和7年度)	242,134			令和8～12年度	242,134	35,272				206,862
スマートインターチェンジ用地取得事業(令和7年度)	119,525			令和8～9年度	119,525	35,087	69,998			14,440
尾張土地開発公社に対する債務保証	714,009			令和12年度まで						
マイナンバーカード交付予約・管理システム導入事業	8,614	令和4～6年度	5,148	令和7～8年度	3,466	3,466				
固定資産評価業務委託事業	35,310	令和6年度	8,690	令和7～8年度	26,620					26,620
システム標準化対応事業(情報広報課分)(令和6年度)	307,555			令和7～9年度	307,555	261,547				46,008
学校給食配送業務委託事業	267,126			令和7～12年度	267,126					267,126
広報紙制作業務委託事業	71,679			令和7～9年度	71,679			3,644		68,035
中学校ALT業務委託事業	14,355			令和7～9年度	14,355					14,355

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出見込額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出 金	県 地 方 債	その他		
システム標準化対応事業（情報広報課分）（令和7年度）	188,203			令和8～9年度	188,203	27,720				160,483
障害福祉計画策定業務委託事業	4,950			令和8年度	4,950					4,950
次世代高度情報通信ネットワーク整備事業	4,511			令和8年度	4,511					4,511
赤池小学校校舎増築工事監理業務委託事業	21,000			令和7～8年度	21,000					21,000
赤池小学校校舎増築工事業	509,520			令和8年度	509,520		343,000			166,520
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4～6年度	12,878	令和7～8年度	11,322					11,322
にしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4～6年度	109,953	令和7～8年度	94,647	54,322				40,325
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4～6年度	198,897	令和7～8年度	144,773	31,014				113,759
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4～6年度	47,053	令和7～8年度	38,978					38,978
総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド指定管理委託事業	295,350	令和4～6年度	173,107	令和7～8年度	122,243					122,243
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4～6年度	252,319	令和7～8年度	198,131					198,131
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4～6年度	71,259	令和7～8年度	55,098					55,098
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5～6年度	91,940	令和7～9年度	164,719					164,719
にぎわい交流館指定管理委託事業	199,650	令和6年度	36,300	令和7～10年度	163,350					163,350
米野木台西保育園指定管理委託事業	523,962			令和7～9年度	523,962	2,865		54,132		466,965

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出見込額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国 支 出 金	県 地 方 債	其 他	
中央福祉センター指定 管理委託事業	227,480			令和7～ 11年度	227,480				227,480
合 計	5,599,250		1,019,355		3,865,886	475,631	426,452	57,776	2,906,027

地方債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び
令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込み		令和7年度末 現在高見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,494,701	6,373,904	1,509,100	816,875	7,066,129
(1)総務	35,000	378,667	377,000	27,600	728,067
(2)民生	396,876	319,030		78,968	240,062
(3)土木	781,330	1,795,734	326,100	142,381	1,979,453
(4)消防	45,900	40,800		5,100	35,700
(5)教育	4,235,595	3,839,673	806,000	562,826	4,082,847
2. その他	1,073,195	890,763		172,355	718,408
(1)住民税等減税補てん債	56,956	28,163		18,818	9,345
(2)臨時財政対策債	1,016,239	862,600		153,537	709,063
合 計	6,567,896	7,264,667	1,509,100	989,230	7,784,537